

令和6年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

1 開催日時 令和6年5月1日（水） 10:10～11:00

2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第2委員会室

3 対象施設 青森市文化観光交流施設（ワ・ラッセ）

4 出席者

(1) 選定評価委員 委員長 太田直樹（企画部次長）
副委員長 工藤拓実（総務部次長）
外部委員 沼田郷（青森大学教授）
外部委員 桃野敬（東北税理士会青森支部税理士）
委員 白戸高史（福祉部次長）
委員 中村敦（農林水産部次長）
委員 石村淳（浪岡振興部次長）

(2) 施設所管課（観光課）

課長 沢木正明
主幹 岩間憲仁
主査 松本洋平

(3) 制度所管課（行政資産経営課）

課長 岩渕寿哉
主幹 福田幸高
主査 澤田朋紀
主査 櫻田博光

5 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。

- (1) 指定管理制度導入の適否：適
- (2) 指定期間：5年間
- (3) 利用料金制：導入する
- (4) 募集形態：公募
- (5) グルーピングの適否：なし（単独施設）

6 主な質疑内容

委員：コロナの影響を受ける前の入館者数のうち法人、個人それぞれの人数をお知らせいただきたい。

施設所管課：令和元年度の入館者数は、255,233人となっている。

入館受付時に法人、個人のアンケートは取っていないため、数値として把握はしていない。

委員：募集形態は公募であるが、当該施設はねぶたを展示するなどねぶた関係者とのやり取りが必要となってくるが、現指定管理者以外の者が選定された場合、不具合等の支障が出ないか。

施設所管課：現指定管理者は、青森ねぶた祭実行委員会事務局を担っており、各ねぶた運行団体とのつながりが深く、運営を行う上で、他の者よりも経験値が高いが、現指定管理者でなければ運営が出来ないというわけではなく、観光に精通している者やねぶたの文化に熟知している者であれば、担うことは出来るものと考えている。

委員：令和5年度の収支差額が約5千万円あるが、指定管理増収分の取り扱いはどのようにする考えか。

施設所管課：協定書第4条の規定に基づき、原則2分の1折半としている。

但し、協定書第4条第6項に記載のとおり、指定管理者が自助努力による増収分であることを根拠を示しつつ主張する場合には、指定管理者と当課間の協議及び当課と財政課間の協議の上、市へ納付する割合を決めることが出来ることとしている。

委員：その協議はこれから行う予定か。

施設所管課：現在、協議を行っているところである。

委員：今年度市がねぶたミュージアム内に映像を投影するプロジェクションマッピングの取組を実施することとしているが、市が実施する事業と指定管理者が自主事業として実施する事業の区分は、どのような基準により決めているのか。

施設所管課：責任分担表で定めている1件13万円以下の修繕については、予算の中で指定管理者が実施することとしており、新しい取組として備品整備や施設整備においては、市が予算化し、実施するべきものと考えている。

委員：指定管理者が自主事業として新しい取組を実施するものは、主にソフト事業という理解で良いか。

施設所管課：その通りである。

委員：施設整備であっても、市と協議の上、指定管理期間が満了した場合、原状復帰することを条件として認められれば、指定管理者も行うことが出来るという理解で良いか。

施設所管課：その通りである。